

議案 1

景観重要建造物の指定について

1 景観重要建造物指定制度の概要

- ・景観法に基づき、良好な景観の形成を促進することを目的に指定する制度。
- ・景観行政団体の長（市長）は、地域の景観上重要な役割を果たしている、外観の優れた建造物について景観重要建造物として指定することができる。
- ・景観重要建造物は、個性ある景観づくりの核として地域の景観形成を促進することを目的とする。

2 指定候補の概要及び指定理由

建造物の名称	岩槻人形博物館
所在地	さいたま市岩槻区本町六丁目1番1号
所有者の住所及び氏名 (法人にあつては所在地並び に名称及び代表者の氏名)	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市 さいたま市長 清水勇人
写真	

本建造物は、本市が重点的に取り組む景観拠点である「岩槻城下町」に位置しており、周辺には歴史・地域資源が多く点在しており、岩槻駅周辺の回遊ルートである「日光御成道」と「裏小路」をつなぐ役割を担うような外構計画としています。

景観に配慮した事項としては、以下4点となります。

- ①岩槻が現在も城下町の風情を残す地域であり、歴史風土を反映した外観デザイン
- ②軒裏の天然木を使用した天井ルーバーや、石畳の回廊といった自然環境と調和したデザイン
- ③イベント開催時には地域交流の場として期待できる、周辺環境に配慮したデザイン
- ④夜間になると、暖かみのあるやわらかな光で包まれた、やさしい街灯りを感じさせる照明デザイン

そして、岩槻の伝統工芸である「人形文化の保存・継承拠点」、及び「市民の学習・交流の拠点」として、将来にわたり地域のシンボルとして市民に親しまれていくことが期待される建造物です。

これらのことから、本建造物は地域の特徴となる景観を有し、景観重要建造物にふさわしい建造物と評価します。

3 指定の手続き

令和2年	1月	指定候補(案)の選定
	2月	所有者との事前協議 所有者への意見聴取
	11月13日	さいたま市景観審議会
	11月下旬	指定、告示

4 指定後の取組・効果

- (1) 地区における景観形成の核づくり
⇒・指定された建造物周辺への良好な景観形成の効果(波及効果)
・指定された建造物に配慮した周辺の建築等の効果
- (2) 地区住民の景観意識の醸成
⇒地区の景観におけるシンボル(象徴)的な存在を位置付けることにより、
地区住民の景観形成意識を醸成する効果
- (3) 景観重要建造物の指定制度の積極的な活用促進
⇒良好な景観資源を指定することによる地域のPR

5 さいたま市の景観重要建造物

建造物の名称	場 所	指定年月日	指定番号
旧坂東家住宅見沼くらしっく館	見沼区	平成22年 12月17日	第1号
地域中核施設プラザウエスト・記念総合体育館	桜 区		第2号
大宮盆栽美術館	北 区	平成27年 3月26日	第3号
盆栽四季の家	北 区		第4号
氷川の杜文化館	大宮区		第5号
地域中核施設プラザノース	北 区	平成28年 3月31日	第6号
大宮区役所・大宮図書館	大宮区	令和元年 11月26日	第7号
岩槻本丸公民館・岩槻温水プール	岩槻区		第8号